



環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

野生生物行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、北海道稚内市大沼で回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出されました。しかしながら、これまでのところ、鳥インフルエンザが原因で死亡した野鳥は確認されておらず、現段階においては、鳥インフルエンザは発生していない状況にあります。

鳥インフルエンザは、通常の生活では鳥からヒトに感染するものではないので、過剰に心配することのないよう、地域住民等に対して冷静な行動をとるよう周知をお願いします。

これまでも各都道府県におかれては、毎年 10 月～5 月の糞便調査はもとより、渡り鳥を含む野鳥において異常が見られる等の際には、関係部局と連携を図りつつ適切に対応していただいていることと存じますが、今回の事例の発生を受けて、野鳥に関する監視体制を強化するとともに、異常が認められた場合の対応等、万全を期されるようお願いします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成 20 年 9 月）についても参考としていただきますようお願いします。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成 20 年 9 月）は以下のアドレスからもご覧になれます。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 山本、千葉
電話 03(5521)8285

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

各地方環境事務所 所長
釧路・長野・那覇
各自然環境事務所 所長
新潟・広島・高松・福岡事務所 所長
生物多様性センター センター長
国民公園及び墓苑管理事務所 所長

殿

環境省自然環境局野生生物課長
(公 印 省 略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当課部局長あてに通知したので、御了知の上、円滑な都道府県の対応につきご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」（平成 20 年 9 月）を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

担当：野生生物課鳥獣保護業務室 山本、千葉
電話 03(5521)8285

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、当課より都道府県鳥獣行政担当部局長あてに別添のとおり通知しましたので、御了知の上、野生の傷病鳥の監視・救護体制に万全を期するために特段の御協力をお願いいたします。

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、当課より都道府県鳥獣行政担当部局長あてに別添のとおり通知しましたので、御了知の上、野生の傷病鳥の監視・救護体制に万全を期するために特段の御協力をお願いいたします。

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(社)大日本猟友会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(社)全日本狩猟倶楽部 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(財)日本鳥類保護連盟 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(財)日本自然保護協会 理事長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(財)自然環境研究センター 理事長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(財)日本野鳥の会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(財)山階鳥類研究所 理事長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

写

環自野発第 101026001 号
平成 22 年 10 月 26 日

(社)日本獣医師会 会長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

このことについて、別添のとおり都道府県鳥獣行政担当部局長あてに通知したところですが、貴団体におかれましては、野外で死亡した野鳥等を見つけた場合等の対応について引き続き周知等に努められるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」を参考として下さい。

(参考)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル（平成 20 年 9 月）」は以下のアドレスからも御覧になれます。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html